



2025年4月30日

2025年度 士幌町自家消費型太陽光発電設備等 導入補助金制度

～環境省 地域脱炭素移行・再エネ推進事業(重点対策加速化事業)～

【令和5年4月28日採択】

手引き

<第1版>

補助金に関するお問い合わせ先

〒080-1292 河東郡士幌町字士幌 225 番地

士幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係

電話: 01564-5-5212

受付時間: 平日 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付しておりません)

※本町は、令和5年度中に国の重点対策加速化事業の採択を受けたため、国交付要綱附則第2項の規定及び国実施要領附則第3項の規定が適用となります。

目 次

1. 補助金制度の概要	1
2. 補助要件の詳細	4
3. 交付申請	12
4. 変更申請	14
5. 実績報告	15
6. その他注意事項	17
7. 記入例	19

1. 補助金制度の概要

(1) 趣旨

士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金制度は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）」を活用し、士幌町内の個人住宅や事業所などに自家消費を目的とした太陽光発電設備等を設置する場合に、士幌町が個人・事業者に対して設置費用を一部補助するものです。

(2) 申請期間

2025年5月7日（水）～2026年1月9日（金）

※「高効率給湯器」については、2026年1月30日（金）までとします。

※先着順にて受付します。件数及び予算額に達し次第、本年度の募集は原則終了します。

なお、2027年度まで本補助事業を継続する予定です。

(3) 対象者

士幌町に住所を有し、士幌町内の住宅等（個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅）に対象機器を新設、又は対象設備の設置された新築住宅を購入する方。また、士幌町内の事業所等に対象機器を新設、又は対象機器の設置された事業所等を購入する方。

※詳細は、「4ページ」をご確認ください。

(4) 対象機器・補助額

対象機器	補助額	
	個人住宅用	事業者用
太陽光発電 設備	7万円/kW (上限10kW・70万円)	5万円/kW
	ソーラーカーポート： 補助対象経費の 1/3	
蓄電池	蓄電池の価格の 1/3 (上限 10kWh・51 万円) ※上限 15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き)	
エネルギー マネジメン トシステム	補助対象経費の 2/3 (上限10万円)	
高効率 給湯器	補助対象経費の 1/2 (上限 50 万円/台) ※給湯温水暖房一体型に係る個別入替について、暖房機器は補助対象経費の1/2 (上限7.5万円/台)	補助対象経費の 1/2 (上限 50 万円/台) ※事業者がアパート等の賃貸住宅に設置する場合のみ対象

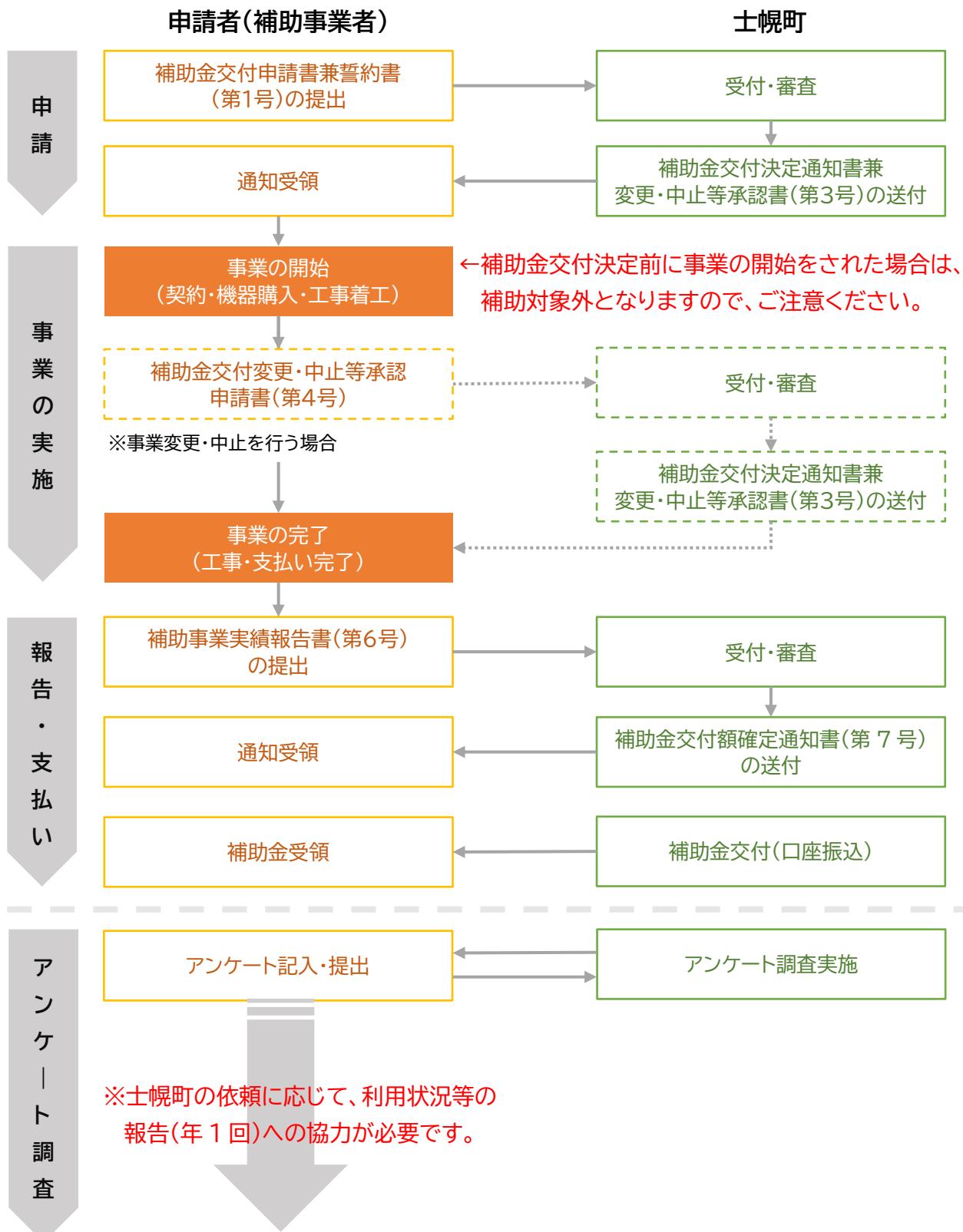
※蓄電池およびエネルギー・マネジメントシステムは、**新設する太陽光発電設備に附帯する場合のみ対象**となります。

※高効率給湯器は、太陽光発電設備を導入しない場合も申請が可能です。

※詳細は、「10~11 ページ」をご確認ください。

(5) 補助金制度の流れ

補助金制度の一連の流れについては、下記フロー図をご確認ください。



2. 補助要件の詳細

(1) 補助対象者

●個人住宅用

個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅

士幌町内の住宅等（自己所有）に対象機器を新設、又は対象機器の設置された住宅を購入する方で、次の①～③のいずれにも該当する場合に対象となります。ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限ります。

- ① 士幌町内に住所を有する（実績報告書を提出するときまでに士幌町に転入する）方
- ② 士幌町税（転入予定の方は、現住所を有する市町村税）を滞納していないこと
- ③ 自己が所有しない住宅等に対象機器を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること

●事業者用

アパート又はマンション（大家・管理会社等の貸主）、事務所、店舗、工場、研究所及び畜舎等、個人住宅用以外の建物（個人住宅用を併用し、又は兼用する場合を含む。）

士幌町内の事業所等に対象機器を新設、又は対象機器の設置された事業所等を購入する方で、次の①、②のいずれにも該当する場合に対象となります。ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限ります。

- ① 士幌町税を滞納していないこと。また士幌町以外の方は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと
- ② 自己が所有しない事業所等に対象機器を設置する場合は、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること

※本補助事業の個人での申請は、対象機器ごと年度1回までの申請としますが、事業者についてはこの限りではありません。

(2) 補助対象機器

●太陽光発電設備

個人住宅用	事業者用
<ul style="list-style-type: none">・本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」であること。	<ul style="list-style-type: none">・本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」であること。ただし、自家消費する電力量を含めて「50%以上」を道内の需要家が消費すること。
<ul style="list-style-type: none">・未使用品であること（中古品は対象外。）。・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。・対象機器を購入する場合、原則として町内業者（町内業者を含む共同企業体も可）から購入すること。・各種法令等に遵守した設備であること。・導入する太陽光発電設備は1kW以上の出力を有すること。・再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づくFIT※1又はFIP※2制度の認定を取得しないこと。・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。・PPAモデル※3又はリース契約での導入としないこと。・その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事第2503102号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。	

※1 FIT（固定価格買取制度）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、高い発電コストを政策的に手当てすることで、再生可能エネルギーの普及拡大を促進するしくみ。

※2 FIP(Feed-in Premium)制度

再生可能エネルギーを主力電源として活用していくための自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度。固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電した際に、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）が上乗せされる。

※3 PPAモデル

電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれる。初期投資0円で発電設備を設置し、その電気を利用することで電気料金とCO₂排出を削減することができるしくみ。

●蓄電池

- ・20 kWh未満の蓄電システムであること。
- ・7~8ページの「蓄電池の仕様」に適合するものであること。
- ・12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。
- ・未使用品であること（中古品及びリユース品は対象外。）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
- ・対象機器を購入する場合、原則として町内業者（町内業者を含む共同企業体も可）から購入すること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・導入する蓄電池容量は1 kWh以上であること。
- ・本事業で導入する太陽光発電設備の附帯設備として設置する蓄電池であること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- ・PPAモデル又はリース契約での導入としないこと。
- ・その他、国実施要領 別紙2の2(2)ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。

蓄電池の仕様について

① 蓄電池パッケージ

- ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

② 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

・初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

・定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・出力可能時間の例示

（ア）複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

（イ）購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

・廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

・アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

③ 蓄電池部安全基準

・JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

④ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

・JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

⑤ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

⑥ 保証期間

・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか

低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

●エネルギー・マネジメントシステム

- ・未使用品であること（中古品は対象外。）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
- ・対象機器を購入する場合、原則として町内業者（町内業者を含む共同企業体も可）から購入すること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・本事業で導入する太陽光発電設備の附帯設備として設置するエネルギー・マネジメントシステムであること。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- ・平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。
- ・その他、国実施要領 別紙2の2（2）ア（力）に定める交付要件を満たすこと。

●高効率給湯器

- ・未使用品であること（中古品は対象外。）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
- ・対象機器を購入する場合、町内業者（町内業者を含む共同企業体も可）から購入すること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・これまで使用していた従来型の給湯器を入れ換えるものであること。
- ・次に掲げるもので、従来の給湯器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるものであること。ただし、電気温水器から化石燃料（ガス・灯油）を使用した高効率給湯器への入れ替えは対象外とする。
 - ア) 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート）
 - イ) 高効率型直圧式石油給湯器（エコフィール）
 - ウ) LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）
 - エ) ガスエンジン給湯器（エコウィル）
 - オ) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）
- ・給湯温水暖房一体型等への入れ替えは、以下条件のいずれか満たす場合は対象となるので、事前に相談すること。
 - ①給湯温水暖房一体型から給湯温水暖房一体型への入替で、30%以上の省CO₂効果が得られること。ただし、床暖房機能がある機器への入替は除く。
 - ②給湯温水暖房一体型から、個別の給湯器、暖房機への入替の場合は、給湯機能、暖房機能それぞれにおいて30%以上の省CO₂効果が得られること。ただし、床暖房機能がある機器への入替は除く。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- ・その他、国実施要領 別紙2の2（2）エ（ヌ）に定める交付要件を満たすこと。

(3) 補助交付金額及び補助対象経費

●太陽光発電設備

	個人住宅用	事業者用
交付金額	太陽電池出力 × 7万円/kW (上限10kW・70万円) ソーラーカーポート：補助対象経費の1/3	太陽電池出力 × 5万円/kW
補助対象経費	太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力計、発電量表示装置、売電電力量計、パワーコンディショナー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事、柵塀に係る工事に関する費用。 (太陽光発電一体型カーポートの場合) 太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 (太陽光発電搭載型カーポートの場合) 太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る。）、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ※ただし、基礎はカーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。	

※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

※交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

※カーポートは太陽光発電設備の設置の為の土台設備であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合などは補助対象として認めない。

●蓄電池

	個人住宅用
交付金額	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 (上限10kWh・51万円) ※ただし、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3を上限とする。
補助対象経費	蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものを含む。）、配線、配線器具その他附帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

※交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

●エネルギー・マネジメントシステム

個人住宅用	
交付金額	補助対象経費の2/3 (上限10万円)
補助対象経費	設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能付分電盤等）、エネルギー・マネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等の購入及び据付工事に関する費用。

※交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

●高効率給湯器

	個人住宅用	事業者用
交付金額	補助対象経費の1/2 (上限50万円/台)	補助対象経費の1/2 (上限50万円/台) ※事業者がアパート等の賃貸住宅に設置する場合のみ対象
補助対象経費	※給湯温水暖房一体型に係る個別入替について、暖房機器は補助対象経費の1/2（上限7.5万円/台）	

※交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

3. 交付申請

申請時は、以下の書類一式を提出してください。町は書類を受理し、審査を行った後、申請者へ「補助金交付決定通知書兼変更等承認書（第3号）」を送付します。この通知前に工事にかかる契約や設置工事を開始した場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

（1）必要提出書類一覧（申請時）

	書類名	様式	区分		備考
			個人	事業者	
共通	補助金交付申請書兼誓約書	第1号様式	○	○	
	住宅等の所有者の承諾書	第2号様式	△	△	土地・建物が申請者の所有ではない場合
	登記簿謄本の写し (過去3か月以内に発行されたもの)	自由		△	個人事業主を除く
	住民票の写し (過去3か月以内に発行されたもの)	自由	△		士幌町外に住所を有する場合
	市区町村が発行する納税証明書の写し (過去3か月以内に発行されたもの)	自由	△	△	士幌町外に住所を有する場合
	見積書等の写し (費用の内訳が確認できるもの)	自由	○	○	蓄電池の場合は13ページを確認
	機器の仕様及び諸元、無償保証期間等が確認できる資料(カタログ、パンフレット等)	自由	○	○	
太陽光発電設備	平図面及び配線図等	自由	○	○	
	耐風・耐雪について確認できる資料(カタログ、パンフレット等)	自由	○	○	ソーラーカーポートの場合 詳細は13ページ
高効率給湯器	従来使用していた給湯器の写真	自由	○		
	従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類	自由	○		
	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られることを証明する書類等	自由	○		詳細は13ページ

※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。

※様式は、士幌町ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.shihoro.jp/news/detail.php?news=699>)

蓄電システムの調達価格の確認について

12.5 万円/kWh の蓄電システムの調達可否について確認するため、複数者からの見積書、又は本補助金制度のホームページで公開している「蓄電システム調達価格確認書」を提出してください。

太陽光発電設備（ソーラーカーポート）における必要要件の確認について

ソーラーカーポートの申請に際しては、耐風・耐雪等の必要な要件を満たしていることを確認するため、カタログ等に加えて本補助金制度のホームページで公開している「ソーラーカーポート 要件チェックシート」を提出してください。

高効率給湯器の入れ換えによる省 CO₂効果の証明について

以下のいずれかの方法により、これまで使用していた給湯器から「30%以上」の省 CO₂効果を証明する資料を提出してください。

- ①電気や燃料使用量のカタログの記載値を比較した資料など
- ②本補助金制度のホームページで公開している「CO₂削減率算出表」への入力

（2）申請方法

提出先：土幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係 窓口

受付時間：平日 8時30分～17時15分

（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付しておりません）

申請期限：**2026年1月9日（金）**

※「高効率給湯器」については、**1月30日（金）**までとします。

※「先着順」の受付に公平を期すことから、原則、郵送やメール等での受付は行っておりません。ご足労をおかけしますが、ご理解の程をお願いいたします。

4. 変更申請

当初提出した交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、以下の書類を提出し、町より承認を受ける必要があります。

(1) 必要提出書類一覧（変更・中止時）

○：全員提出 △：該当者のみ提出

書類名	様式	区分	備考
補助金交付変更・中止等承認申請書	第4号 様式	○	
変更後の資料・費用内訳・図面等一式	自由	△	変更内容に応じて適宜

※変更内容により、追加資料を求めることがあります。

※様式は、士幌町ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.shihoro.jp/news/detail.php?news=699>)

(2) 申請方法

提出先：士幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係 窓口

受付時間：平日 8時30分～17時15分

（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付しておりません）

5. 実績報告

事業完了時には、以下の書類一式を提出してください。町は書類を受理し、審査を行った後、補助事業者へ「補助金交付額確定通知書（第7号）」を送付します。その後、指定の口座へ補助金を支払います。

（1）必要提出書類一覧（完了時）

○：全員提出 △：該当者のみ提出

	書類名	様式	区分	備考
共通	補助事業実績報告書	第6号 様式	○	
	領収書の写し (費用の内訳が確認できるもの)	自由	○	
	契約書（発注請書）の写し	自由	○	
	機器設置後の写真 (全体および型番が確認できるもの)	自由	○	詳細は16ページ
	保証書の写し	自由	○	
その他	単線結線図	自由	△	太陽光発電設備のみ
	出力対比表の写し（設置枚数分・製造番号が確認できるもの）	自由	△	太陽光発電設備のみ
	固定価格買取制度（FIT）の適用を受けていないことが確認できる書類	自由	△	太陽光発電設備のみ
	自家消費率を証明する資料	自由	△	太陽光発電設備のみ 詳細は16ページ

※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。

※様式は、士幌町ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.shihoro.jp/news/detail.php?news=699>）

(2) 報告方法

提出先：士幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係 窓口

受付時間：平日 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付しておりません)

報告期限：**事業完了日の翌日を起算日として30日を経過する日、又は
2026年2月10日（火）のいずれか早い日まで**

※事業完了日とは、補助対象設備の支払いが完了した日、保証が開始された日、又は電力会社の系統電力に接続する日のいずれか遅い日とします。

※事業遅延が見込まれる場合は、12月5日（金）までに繰越承認申請書を提出してください。なお、繰越が可能な額には上限がありますので、ご注意ください。

各機器の写真について

写真の不備・不足がある場合、再撮影を求めることがありますので、以下の留意事項を確認のうえ、特に**文字等は鮮明に読み取れるように撮影してください。**

導入機器	留意事項
太陽光発電設備	設置状況がわかる全体写真のほか、設置したパネルの枚数が確認できるもの
蓄電池	パッケージを構成するすべての機器の全体・型番が確認できるもの
エネルギー管理システム	機器の全体・型番が確認できるもの
高効率給湯器	システムを構成するすべての機器の全体・型番が確認できるもの

自家消費率の確認について

モニタ画面等を撮影した写真や、WEBサイトデータの出力など形式は自由ですが、**太陽光発電設備を設置して運用開始後、実績報告書提出までの特定の期間（24時間以上）の自家消費率**が確認できる資料を提出のうえ、以下のいずれかの式により所定の自家消費率（30%以上）となることを示してください。

※事業者用で自家消費率50%に満たない場合、発電量の50%以上が道内の需要家で消費されていることが確認できる資料を併せて提出してください。

1) 自家消費量が確認できる場合

$$\text{自家消費率} = \frac{\text{自家消費量}}{\text{発電量}} \times 100 \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

2) 自家消費量が確認できない場合

$$\text{自家消費率} = \frac{(\text{発電量} - \text{売電量})}{\text{発電量}} \times 100 \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

6. その他注意事項

●補助金の返還等について

- ・引っ越し等でやむを得ず途中で処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことがあります。報告理由により、補助金を返還いただく可能性もあります。
- ・ひょうや台風等の自然災害による破損等も含めて、状況により対応が異なりますので、お問い合わせください。
- ・虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともありますので、ご注意ください。

●利益排除について

- ・申請者又は申請者と利害を一にする方が、対象機器の調達及び工事等にかかる場合は、該当する方の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要があります。
- ・申請者に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があります。

●法定耐用年数について

- ・補助金を活用して導入後、今回導入した各設備については、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- ・2025年3月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備は「17年」、ソーラーカーポートは「15年」、蓄電池、エネルギー・マネジメントシステム、高効率給湯器は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

●設備導入後の定期報告について

- ・環境省への実績値の報告等を目的として、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量の把握に関し、町へのデータ等の提供を行っていただきます。
- ・太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の一定の自家消費率(30%以上であること。なお、事業者用は30%以上を自家消費したうえで、50%以上を道内の需要家で消費されていること。)を保つことを環境省より求められており、その報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。

●現地調査等について

- ・事業の進捗状況の確認、又は完了実績報告書の提出を受け、必要に応じて現地調査を行います。補助事業者（申請者）はやむを得ない場合を除き、立ち合いに協力する必要があり、これに拒否した場合は、補助金の支払いができない場合がありますので、注意してください。

●廃棄について

- ・太陽光発電設備については、本格的に普及が進んだ時期を考慮すると、2040年頃には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、大量廃棄問題が発生するといわれています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。
- ・経済産業省（資源エネルギー庁）が2021年9月に公表、2022年4月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、10kW以上の太陽光発電設備については、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。
- ・これは、通常FIT・FIP認定を受けた設備を想定したのですが、今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。
- ・なお、10kW未満の太陽光発電設備についても、経済産業省（資源エネルギー庁）が公表している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の第5節では、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。
- ・蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされています。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。
- ・以上により、**寿命を迎えた太陽光発電設備・蓄電池の廃棄を行う際は、上記ガイドラインも参考に、皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て、将来的な計画も考慮しつつ、設備（設備）導入と補助金の活用をお願いします。**

